

○新車新規登録について（※1）

新車新規登録の年月は、車検証の『初度検査年月』により確認できます。

こちらをご確認ください

軽自動車税の税率が変わります

▶ 問合せ 役場税務課

平成 26 年度地方税制改正にともない、軽自動車税の税率変更が行われます。

■原動機付自転車および二輪車等

平成 27 年 4 月 1 日から、全ての原動機付自転車および二輪車等について、次のとおり税額が変更となります。



種別	標識の色	税率（年額）		
		改正前	改正後	
原付第一種	50cc 以下	白	1,000 円	2,000 円
原付第二種（乙）	50cc 超 90cc 以下	黄	1,200 円	2,000 円
原付第二種（甲）	90cc 超 125cc 以下	桃	1,600 円	2,400 円
ミニカー	三輪以上のもの	青	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	緑	1,600 円	2,400 円
	その他（フォークリフト等）		4,700 円	5,900 円
軽二輪（側車付・トレーラー含む）	125cc 超 250cc 以下	白	2,400 円	3,600 円
小型二輪自動車	250cc 超	白	4,000 円	6,000 円

○重課税率の適用対象について（※2）

「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車については、「③重課税率」の適用対象外です。

■軽四輪乗用・自家用車の税率の適用例

新税率・重課税率の適用開始時期について、具体例を示すと以下のようになります。

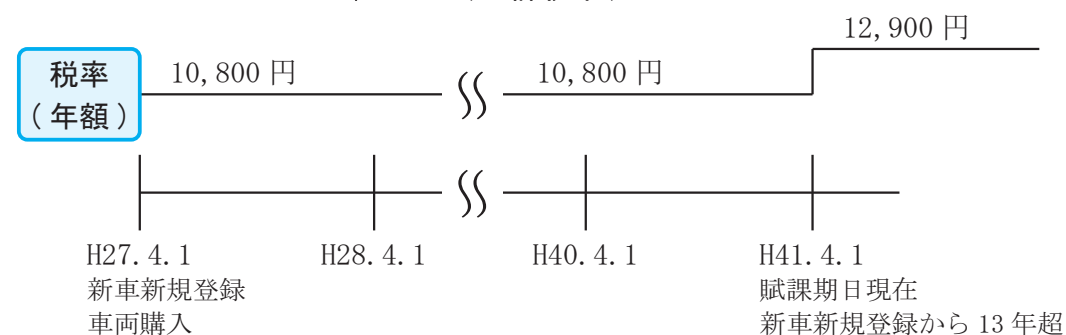
○平成 14 年 7 月 1 日に新規新車登録の車両を購入した場合

- 平成 27 年度課税分…7,200 円（税率変更なし）
- 平成 28 年度課税分…**12,900 円（重課税率）**



○平成 27 年 4 月 1 日に新規新車登録の車両を購入した場合

- 平成 27 年度課税分…**10,800 円（新税率）**
- 平成 41 年度課税分…**12,900 円（重課税率）**



■三輪および四輪軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録（※1）される四輪車等から、「②改正後」の税率が適用されます。また、グリーン化を進める観点から、**平成 28 年以後**の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に新車新規登録から 13 年を超える四輪車等については、平成 28 年度課税分から「③重課税率」が適用されます（※2）。

なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両および新車新規登録済みの四輪車等は、重課税率の対象となるまでは「①改正前」の税率が適用され、現行のまま変更ありません。

※1、※2については次ページをご参照ください



種別	税率（年額）		
	①改正前 平成 27 年 3 月 31 日以前 に登録した車両が対象	②改正後 平成 27 年 4 月 1 日以後に 新規登録した車両が対象	③重課税率 新車初期登録から 13 年 を超える車両が対象
軽自動車三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽自動車四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
	営業用	5,500 円	6,900 円
軽自動車四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円